

○松木幸嗣企画調整課長 委員おっしゃるとおりでして、非常にダムの完成が22年ということが後ろが決まっていますので、タイムリーに行いたいというふうに思っています。まずは、道路そのものを22年までにとにかく上げるということが大事かなというふうに思っています。公園そのものは、これまた調整、企業局なりもある程度応援していただけるという話もいただいている部分もございますので、22年には着工なり、物として整備の方に向かっていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○大道寺 信委員長 14番、小関勝助委員。

○14番 小関勝助委員 それぞれ丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

私はこれで質問を終わります。

### 蒲生吉夫委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 通告しております4点について、順次お聞かせ願いたいと思いますが、最初に、平成20年度長井市まちづくり基金の申請状況と審査についてということで、申請の一覧と申請書のコピーをいただきましたのですが、最初、商工観光課長にお尋ねいたします。

私は2年目になって、1年目のときも質問をしたわけですが、まだどういうものに適用するかみたいなのところがあんまりわからなくて、申請する方もしてきた感じがあったんだと思いますね。今度それがどういうものに該当して助成を受けられたというのが、1年経過することによってわかってきたというふうに思うんです。ただ、結構ハードルが低くてもいいんだという感覚でとられたところも結構あるというふうに私は思ったんです。

その中で、今回申請あったのは15件、取り下げとなっているから14件ですね、失礼しました、あるわけですがけれども、ハードルが何となく私下がったなというふうに感じているんですけども、いかがでしょうか。もちろん上がった部分もありますよ、だけど平均すると下がったなというふうに私は感じたんですけども、どうでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

平成20年度の事業の中には、景観保全部門等で建物の保全事業というふうなものも申請も今回ございました。それから、観光交流部門というふうなことではございますが、菓子組合あるいは麵組合等々の産業関係の団体などが中心にならなれた商品化事業というふうなものもございます。それから、まちなかの活性事業というふうなことで、山形工科短大による空き店舗活用事業というふうなものの申請も出されてございます。当初といいますか、まちづくり基金の期待する部分にかなり近づいている部分があるのかなというふうな感じがいたします。

今、委員ご指摘のハードルがといたしましうか、やってみよう、申請してみようというふうな気持ちになっているところがあるのでないかというふうなことではございますが、それぞれの団体、一生懸命考えていただいて、まちづくりに資したいというふうな考え方があろうかというふうに思います。それを基本にして頑張っているというふうなことには間違いないというふうに思っております。以上です。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 文化庁の登録有形文化財に指定されている部分なんかもあって、そこはやっぱり趣旨に極めて近づいた申請だなというふうに思っているところがあります。ありますが、実際に申請書としてこのコピーの中にあるのは14のうち10が採択になったんですね。こ

の辺はちょっと難しいだろうなと思ったところは、やっぱりだめだったというふうに私は思っているんです。

それはどうしてかという、まず、2回目とか、昨年に引き続いて複数で申請しているところというのがございますね。複数でもできるようにしている部分があるわけですけども、部門によってはですね。まちづくり活動発展部門と観光交流部門が3カ年を限度として助成するというふうに、全体の中でこの2つだけですね。同じような団体が複数年にならないってわかっているところは、ちょっとやっぱり知恵を使って別の部門に申請しているんですね。ここはこの申請をよく熟知した団体が申請してるんだなというふうに感じたところですけども、なかなかやっぱり団体を育成していったりなんかするという部分は年数かかるのかもしれませんが、しかし、ほかに助成を受けてる団体もございますね。具体的に言うと、観光協会についてはほとんど市の委託事業ですね。そういうところにまたこの部門を使っていくというのは、私はあんまりこれはびたっとこないなというふうに感じているんですね。

その部分が1点と、もう一つは、審査会の委員になってる人が、私の持ってる資料では10人になってますね。備考欄を見ていきますと、それぞれの団体を代表してなっているようですね。この資料は去年の8月23日に産建委員会に出された資料の中で見てるんです。10人になってます。その団体から申請が出ているというのがありますね。要するに、助成の申請を出す方と、審査する方の団体が同じ団体だというのがございますね。そういうところというのは、ちょっと難しいんでないかなというふうに私考えたくんですけども、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 まず1点目の、市から補助金あるいは委託等を受けている団体が基

金を受けることについてというふうなことがあったかと思いますが、例えばとして、観光協会の例をお話しされましたので、この例でもってご説明をさせていただきますと、確かに観光協会に対しては、団体に対して補助金あるいは委託料というふうなことで出しております。ただ、市からの委託料等につきましては、あくまでも公の事業あるいはこういった事業の範囲に対して補助をするあるいは委託をするというふうな考え方に立っております。その範囲を超えて事業を考えていきたいというふうなことであれば、それは市の関係団体であったとしても、まちづくり基金の趣旨に反するものではないというふうに考えてございます。

例えば、20年度に予定してございます最上川花回廊形成事業というふうなことでございますが、これにつきましては市の補助金等あるいは委託料等の中に想定しているものではございません。しかも、山形県の世界遺産登録等々の動き、さらには民有地を活用したというふうな状況を考えますと、民間サイドの事業というふうなまちづくり基金の趣旨にマッチするものと考えられるのではないかとというふうに思います。

それから、基金の審査会、昨年8月の協議会の方にお示しした資料の中で、長井まちづくり基金の審査会の委員のメンバーということで資料を協議会の方にお出しをさせていただいております。ただ、ここの審査会の段階では、今のところ直接的に申請の団体の方とかかわる方はおられないかというふうに思います。ただ、基金委員会という組織といいますか枠組みをつくってございますが、その委員の中には確かに観光協会等の関係する団体というふうなものが入っているというふうになってございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 「審査会の団体と申請者と同じ団体はいない」というふうに答えてお

りますが、私の持ってるやつではあるんです。審査会委員になってない、もうなってないんですか、7番の山形工科短期大学教授、委員になってますね。申請する団体の中に山形工科短期大学という、番号でいうと8番ですね、申請番号の8番、同じ名前だと思うんですけども、審査委員の方がかわっているのでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 大変恐縮でございました。確かに審査会の委員につきましては、今回の申請をされた山形工科短大の先生が1名入ってございました。

ただ、ご理解をいただきたいなというふうに思いますのは、直接的な自分の職業あるいは所属団体というふうなことの立場というふうなものを離れまして、全体的な審査をいただいているというふうに考えてございます。以上です。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そういうことですね。審査会の副委員長のポストに入ってる人なんです。これはちゃんと説明つくようにしておかないと私は都合悪いと思います。申請する団体と審査する方の副委員長ですから、委員長でないからいいではないような気がするんですね。まず直せるんだったらいつぞか、この基金はしばらく続きますから、直していけたらいいかなというふうに思うところです。

この部分については、審査委員の方がかなり丁寧に審査したんでしょう、多分。私が考えていたのにほとんど近い審査結果だと思います。これ3月13日に審査あったという資料をいただいておりますので、賢明な判断だなというふうに思うことと、もう一つは、やっぱりこの基金を積み上げたときというのは、決して市の財政が余裕があって積み立てたわけでも何でもありません。とってもしんどい中から3,000万円、そして市民の経済団体から、または市民からの寄附によって6,000万円をつくって、それで民

都の方から3,000万円の助成をいただいて、9,000万円というふうにしたわけですね。

今回の交付決定額は合計で618万円ですから、去年の623万6,000円とほとんど近いですね。件数的にもそうですし、これぐらいずつ使っていても、これぐらいずつというか、9,000万円ですから10年ちょっともつわけですね。だからいいじゃなくって、やっぱり丁寧に使っていただきたいものだなというふうに思います。

次の件に移りたいと思いますが、地場産業振興センターに対する運営費補助金、その他の補助金についてと、商工観光課の地場産への移動は問題ないかと、その問題はないかという部分については冒頭、市長に触れていただきましたので、その部分でなくご質問を申し上げたいなというふうに思います。

ことしの産建協議会の方に出された資料の中で、地場産業振興センター運営費補助金として9,721万7,000円ですね、それと、その他のというふうにしてしている部分はこのことを言っています、地場産業振興センター施設修繕費補助金、この部分が700万円ですね。同額を県の方から、あと同額を整備する主体の方からで2,100万円の事業だと思います、20年度についてはね。去年は800万円だったわけで、2,400万円の修繕の事業だったと思いますね。

その前というのは、資料を持ってきておりませんのでわかりませんが、運営費補助金という中身はどうにも逃げられない補助金がほとんどなんです。いわゆる建設資金の中の高度化資金を借りた分の業界分の負担、返済金を市の方から運営費補助金として出す。

もう一つは、同じく業界分の支払い分を、一般市中銀行の業界分の支払い分を同じように、当事者がもうないわけですから、その分も含めて市の方が払うという計算ですね。ほぼその辺が中心なんです。

だけでも問題は、20年度の運営費補助金の中

+

で、いわゆるランニングコストにかかる部分、その部分が2,950万円だというわけですね。そこは、ここだけ見ると昨年と同額なんですよ。同額じゃないですね、近い額で、19年度はちょうど3,000万円ですね。ですから、若干安くなったように見えるんですよ、2,950万円というのは。

ところが、今回、きょうの予算委員会の冒頭に市長の方からありましたように、商工観光課があそこに移動すると、そして部屋を借りる代金として250万円もそこに支払うと、地場産の方にね。それをプラスすると、250万円をプラスすると3,200万円になりますね。トータルの運営費補助金が9,971万7,000円になるんです。先ほどの修繕費の部分を除いて、なるんですね。その意味では、きょうお話しされた中で、運営費補助金の部分というのは、ひょっとして3,200万円必要なんじゃないんですか、その部屋を借りるという代金も含めた金額が必要だというふうに計算をしているんじゃないでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

新年度予算の積算の際には、基本的に今、委員おっしゃられたぐらいの額が必要だろうというふうな見込みを立てておったところでございます。以上です。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 しかし、その分は入らなくなったということですね。すると、この部分というのはとっても不可解なところがあって、資料の中の自主事業という、人材養成、地域活性化、情報提供事業補助金、かつてはこの分も一緒にして運営費補助金として出していたんですね。この部分入れるともっと大きくなるからぐあい悪かったのかもしれませんがけれども、いずれするとその250万円というのは必要額が不足してくるわけで、市の方から運営費

補助金として出すようになりますか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

地場産センターの今後の運営状況を見ながら、適切な時期に組み替え補正等をお願いをするというふうなことを考えてございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 補助金という性格はそういうものではないんでないかというふうに思うんですね。というのは、かつてはこういう出し方でなかったんですよ。前々年度の決算をもとに、その不足分を新年度の予算を組んでいたんですよ。そうですね、当たっていますね。けれども、それは補助金としては、こういうやり方はまずいと。これから20年度どういう事業をするから、市の方の費用はこれぐらい必要なんだということに基づいて補助金を出すというふうにするために、17年度運営費借入金として6,600万円、約2年分ですね、2年分前に進むように借りたんですよ。その返済も入っているんですよ、これに。どう考えたってこういうふうには私はならない、今、商工観光課長が答弁したようにはならないんだと思います。

というのは、私、なぜこういうふうな聞き方をするかということですね、商工観光課長も答えるの大変かもしれませんけれども、年間に約1億円ずつ、私が議員になって次の年これ建設されて、そこからずっと返済してますので、1億円ぐらいずつなんです、ずっと。20年たったということは、20億円を超えるということなんです。財政的にはうんと大変な状況かなというふうに思うことがあるんです。第三セクターというふうになっていますけども、当初は第三セクターなんですよ、運営方式も。それなりの団体がありましたしね。

ところが、今度公と民のところで、民の方がなくなったですね、当事者が払えなくなったんですね。だから第三セクターといえ、ほぼ公共

的な運営をしているというふうに見なければならぬと思います。もう本来の目的とはかなり離れているんだと思います。

この事業というのは、特にそうなんですけども、かつて通産省という名前のあった時期に、その資金がいわゆる高度化資金というやつだと思っただけです。そこは、その高度化資金は公共の団体には出さない資金ですね。だから第三セクターをつくって、そこに融資を受けるスタイルをとったんだと思います。非常に難しいやり方をしたんだと思いますけども、今はやっぱり公の施設という色合いがうんと強くなっているんでないかと。だから、そこ不足すればまたやっぱり出すというふうになってくるんでないかという感じがあるんですね。6,600万円借りて、前に行って正常な補助金というスタイルになったんだけど、やっぱりまたその方向に戻っていくようになるかなというふうに感じんですけども、どうでしょうか。

○**大道寺 信委員長** ここで安部委員が早退されましたので、ご報告いたします。

齋藤理喜夫商工観光課長。

○**齋藤理喜夫商工観光課長** お答えいたします。

地場産業振興センターについて、公的な部分の性格が強くなっているのではないかと。いうふうなご指摘だったかなというふうに思います。地場産業振興センターを地場産センターたらしめるためには、地場産業振興センターの設立の趣旨にのって、公共、私ども市の方がやり得ない事業をやっていただくということが基本であり、地場産センターの地場産センターがあるゆえんであるというふうにご覧いただけます。ただ、現実的な状況といたしまして、あるいは施設の構造等々というふうなものもございまして、約3,000万円ほどの支援をせざるを得ないというふうな状況があるという、この点については、一つはご理解をいただきたいというふうにご覧いただけます。

ただし、これからの産業の振興というふうな部分を考えますと、地場産センターの第三セクターとして販売あるいは外部とのネットワークを通じた情報発信というふうな、そういったふうな機能は今後、逆に市の経済的な振興のためにおいては、かぎを握る部分があるだろうというふうには私は感じてございます。公的なものには流れないように、しっかりとした経営方針を持って地場産センターが取り組んでいただけることを期待し、また今後とも一緒に支援をしていきたいというふうにご覧いただけます。

○**大道寺 信委員長** 17番、蒲生吉夫委員。

○**17番 蒲生吉夫委員** この高度化資金というのは、こういうふうなことですね、名前の前は、山形県中小企業高度化資金貸付規則というのは、商工観光課長に資料いただきました。

これ県の方の規則ですけども、県の方は国の方からこの金を借りてるという格好なんです。市の方は県からこの金を借りてるというスタイルをとるんです。発足当時はそうではなかったと思うんですけども、今は多分この名前のところから借りていることになっていないかなと思います。独立行政法人中小企業基盤整備機構、今は多分ここから借りていて、ここに対する返済をしてるんでないかと思うんですね。

商工観光課が地場産の中に行くのは、県の方と相談したらやっぱりだめだったという報告があります。その部分というのは、多分この規則ですね、19条に繰上償還という部分がありますね。私これずっと読んでいて、ようやくこれ探したんですけども、繰上償還の最初にこういうふうにご覧いただけます。「知事は借り主が次の各号のいずれかに該当するときは、約定支払い期日前に貸付金の全部または一部の償還を免れることができる」と。その中の「1、貸付金を貸付の目的以外に使用し、または貸し付けを行わなかった後、長期にわたり使用しないとき」。これに該当するからだめだというふう

+

に多分言われたんでないかなというふうに私は感じたんです。今の借りているところのものと、この規則のここだというふうに私は思ったんですけども、どうでしょうか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 県の方のご指摘はそれとおりでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 機構の方、借りているところはそこなのか。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 貸付先といたしましよか、大もとの部分につきましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構でございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私はね、今回、商工観光課があそこに入れるんだったら、これは私はいいと思ったんですよ。どうしてかというね、どうせなら商工観光課が入るんだったら第2庁舎はそっくり入れろと。あの役所があんなに古いんだもの、入れるんだったら地場産センターに皆行けばいいと、こういう声というのはあるんですよ。だから商工観光課がそっくり入れるんであったら、第2庁舎、あのハトのふんでおいするようなどころでなく、そっくり行ったらいいんじゃないでしょうかと、こう考えるんですよ。

この縛りがかかるのは、高度化資金が返済終わればこの縛りは解けますか、どうでしょう。そこまで話ししてこなかったんであれば、してこなかったでいいですけども、聞いてこなかったんであれば。どうでしょうか、そこは。

○大道寺 信委員長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 返済期間が終了してというふうなことについての確認はしてございません。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 補助金でないですから、

無利子の融資ですからね。借りた分は返済すれば大体普通はもうそういうのは解けるというのが普通なんだろうけども、こういう世界はあんまり私はわかりませんが。というのはね、返済計画では高度化資金の市の返済分はもうとっくに終わってるんですよ。民間の業界負担分という部分が、結局県の方の援助をいただいて、市の方と一緒にしてこの業界負担分を返していかなくちゃいけなくなったんで、平成25年まで返済しなくちゃいけないですね。25年過ぎればこれ切れるわけです。

ですから、副市長と地場産の事務局長と商工観光課長と県の方に行ってきたというのは、じゃあいつになったら切れるんですかと、そういう縛りなくなるんですかと聞いてきてもらっているかなと思っていたんです。聞いてないんであれば、私は通常、補助金でなくて融資ですから、これは無利子の融資ですから、融資といえども建物の例えば償却期限が来るまでだめだというふうにどこかに定めがあるんであればそれはだめでしょうね。どういう答えもらえるかというのは、いずれかの時点までに聞いてもらいたいもんだなというふうに思うんです。というのは、いずれまた補助金組まなくちゃいけなくなるようなことであれば、そこでもう一回やっぱり聞かざるを得ないですね。なので、ちょっと周辺まで含めて確認していただきたいところです。

ここの部分が市の財政の中でかなり大きな負担になっているということは明らかなんですよ。私の所属する会派は20年前から同じ名前の会派ですけども、一貫してあの建物の建設から賛成はしなかったんですね。こういう状態になるぞということをずっと言ってきたんですよ。やっぱり言ってきたことそのままになってきたというのが、私の今考えていることなんです。途中でこういう考え方に批判する人もいました。

「政争の具にしてる」というふうに批判する人

もいましたけれども、でも私は言ってきたとおり結果はなってきたなというふうに思っていますので、一貫して間違った考え方はしてなかったというふうに自信持っております。

ただ、つくってしまったわけですから、こういう使い方したらどうだというふうに言ったこと、同じことを2回ほど言ったことがあるんです。物産館、あそこは人もいて大変なんですよ、運営が。あそこに物を並べたって売れるはずがない、そんなに。それは人そのものがそんなに流れないですから売れるはずがないんです。目的外使用にならない範囲で、例えばですよ、あそこの物産館となっている部分をロビーの方に小さく売店形式のところを置けば、大体受け付けて販売すればいいわけでありまして、この部分は商工観光課長じゃなくて市長にお聞きしたいと思いますけれども、例えば物産館のところですね、今、地場産の事務所も一部あっちの方に入っていますけれども、例えばあのスペースを6つとか8つぐらいにね、飲食店ができるようなスペースに私は変えていったらいいんじゃないかと。

それで、さっき言ったように補修費ね、ことは2,100万円ですよ、去年は2,400万円ですよ、その前の年幾らかわからないけれども、およそ7,000万円近く補修費かかるんです。20年ですから当然そうでしょう、多分カーペット張りかえたりなんかもしたし、今回のやつは煙突の修繕もするって書いてあるね、らせん状の階段と煙突と。去年も煙突修理してるんですよ。だから、またことしも、そんなに煙突いっぱいあったかなと思うんですけども、例えばね、3,000万円ずつ毎年助成するんであったら、9,000万円かけてあそこにそういうスペースをつくって、運営費補助金の3,000万円というのはほとんど人件費とランニングコストですから、かからなくなったら安いもんですよ。

それで、例えば地場で業務をやっている飲食

店の人だとか、夜になればお酒も出す、地元でつくったお酒を展示するようなショールームを少しつくって、各店舗それをつくってくれと、まず。つくるから、そこに地場産品を並べるような、展示できるようなものをしてくれということで、それこそ今やっている地場産業振興センターの部屋貸し業ですね、おれはもともとそういうふうにした方がいいよというふうに言ってきてるんですが、歴代の首長さん方は、「わかりました」と言うけども、あんまり真剣になって検討してもらった経過は聞いたことがないです。私は内容市長に検討していただきたいところだなと思うんですが、いかがでしょうか。

○大道寺 信委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 お答えいたします。

建設して20年たっておりますので、本来であれば当初の補助金、国、県からいただいたり、あるいは高度化資金借り入れしたものは、大体普通でしたらそんなに制約はされないんでしょうけども、残念ながらまだ業界負担分が高度化資金滞ってしまったということで今返済しておりますので、それが返済終わるまでは残念ながらそういった使い方は難しいのかなというふうに思っておりますが、一般論として言えば、蒲生委員おっしゃるように、随分当初の目的、利用計画があって、それぞれの部屋、スペース認めていただいたわけですけども、それが現実的には相当当初計画と変わってきておりますので、そういった意味からは、2階の物産館は「物産館」という名前じゃないんですね、たしか「特産品展示室」というような、物販は二の次だったと思います。当初はあそこに特産品を並べてPRするんだと、その中で物販もいだろうということだったと思うんですけども、それがあその場所が果たしていいのかというとき委員ご指摘のとおりですし、むしろあそこはいろんなテナント、飲食関係なんかやれば、本来であれば時代に合うのかなと、あの施設に合うのかな

+

というふうに思っておりますので、やはり償還がすべて完了した後に、そういったことも検討できるようにしていくのもいいんじゃないかなというふうに思います。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そうですね、特産品展示室ですね。市長がかつて職員としてあそこであったことがあるんで詳しいようですけども、思い出した、そういう名前ですね。

私は、役所の職場が入ったりなんかするっていうのは、やっぱり結構問題が出てくると思います。本当は、5階と6階の宿泊できる施設は、それぞれに使い勝手がいいんであったら、NPO法人、そちこちたくさんありますね、あそこに501号室はどこ、502号室はどこと、こういうふうに借りるんだったら借りてくださいと、本当はそこまで緩くできればいいんでしょうけれども、やはりネックになっているのは高度化資金の返済なんですね。ここの部分は今さら言たって何ともしようがないわけですけども、25年なんていうのは、平成25年はすぐ来ます。ですから、もう検討を進めていただきたいものだというふうに思います。

最初からそういうふうに構えてする必要はなくて、例えば市内ですし屋さんを営んでる人が何々すしの支店という形だとかね、やりようは幾らでもあるんだと思います。もうちょっとやっぱり若者が夜になってちょっと行くところないかという場合に、じゃあタスにでも行こうかと、こういう雰囲気にもならないと本当に大変だなというふうに思っているところであります。

なかなかこの部分で補助金減らせる可能性があるのは、運営費補助金のところだけです。あとほかのところは、もう計画を組んで返済するようになってますので、3,000万円くらいだから毎年しようがないかでなくて、ここは限りなくゼロに近づけられる部分だというふうに思

うんですね。そういう努力をお願いしたいというふうに思います。

次の項に移りたいと思います。指定管理者制度導入についてお伺いいたしますけれども、施政方針では、次は図書館と地区公民館だと、こういうふうに言ってるんですね。

私、文教の杜、新年度から入る文教の杜は、あんまりここは適してないというふうに以前の質疑の中で言っていたわけですけども、当初総務・文教常任委員会協議会的时候には、契約書、単年度のやつと基本契約書と2つの契約書を出しましたけれども、「いわゆる提案書みたいなのは財団法人文教の杜からないのか」ということで、12月の議会でも質問してると思います。その後いただきましたのであるんですが、総務常任委員会の方にこの前、常任委員会的时候に出していただいた資料がございますね。

この契約書の中で言っているのは、財団法人文教の杜はA区とB区があるんですね。小桜館の方はB区と呼ぶ方ですね。一緒に仕事を受けるスタイルですね、指定管理者として一緒に仕事を受ける。ところが、再委託は基本的にはだめですよというふうになっていて、しかしこの説明の資料によりますと、小桜館の受付業務委託、B区部分については、長井まちづくりNPOセンター、A区とは違う性質の施設であり位置的に離れていること、冬期間の体制は違うからという説明をしております。でも、私はこれはないんでないかなというふうに思うんですね。ほかの3つはいいと思いますよ。警備業務だとか消防設備保守点検委託、ピアノ保守点検、そっちの方は専門的な知識と、例えば高度な技術が必要だとか、そういう部分は文教の杜の職員ではこれはできないわけですから、これはいいですが、小桜館の受付業務などについては、財団法人が受けたところで直接すべきものだというふうに思うんですね。そこは文化生涯学習課長、いかがでしょうか。



○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

ただいま委員のご質問のとおり、いわゆる小桜館の部分についての受付等の業務については、NPOセンターの方に業務委託をして指定管理を受けていきたいというふうな事業計画でございました。この分については、いわゆる指定管理者が一部の業務を第三者に委託することについては、平成15年7月の総務省の通知によりまして認められておることでもございますし、市の指定管理者制度導入のハンドブックの中にも、業務の一部について委託できるということで定められておりますので、これに基づいてその中身についても可とさせていただきますのでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今回の説明ではちょっと納得いかないです。指定管理者制度に係る基本方針という中のガイドラインの8ページに、確かにそういうふう書いてあるんですよ。「指定管理者がその業務の一部を委託契約または請負契約により第三者にゆだねることはできるが、業務の全部を第三者にゆだねることはできないことを明記する」と。

ここで言っているのは、解釈の違いだということになるかもしれませんが、そんなにいっぱい業務を指定管理者でもらうわけじゃないんですよ。あそこ、たかだか文教の杜の中の小桜館も含めたところなんです。その程度で、それは全部でなくて一部だからいいんだという理屈に成り立つんですよ。

私は、やっぱり一番最初の指定管理者だから、これは注意した方がいいぞということで質疑しているわけですが、さっき言ったように、例えばエレベーターのあるところではエレベーターの保守業務とかね、セキュリティ関係の警備業務、これは外部委託、第三者委託する

のは当たり前だと思えます。受付業務というのは、財団法人が受けたところの一番得意な分野だと思えますよ。その一番得意な分野を分けて出すというのはどういうことかという部分ですね。そこだけ聞かせてください。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

確かに、委員おっしゃるような点はあるかというふうにも私も思います。しかし、文教の杜、いわゆる丸大扇屋、彫塑館の部分と、あと小桜館の部分は、財団からの事業計画書にもございますとおり、離れているということもございまして、若干建物の性質も違うということ、そういった中で、やはり小桜館という部分を有効に使っていただくというふうなことも含めて考えてまいりますと、その部分について、受付等の業務について業務委託をしながら運営していった方がより効率的な運営ができるというふうな事業計画の中で考えておられるということで、私どももそれはいいのではないかと判断したところでございます。

○大道寺 信委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 できない仕事とできる仕事というふうに分けたら、できない仕事は私は第三者へ委託するのが当たり前だと思います。できる仕事は、受け取ったところがするのが当たり前、私は無理なことを言ってるんじゃないかと、当たりのことを私は言っているんですね。

まず、今回はこういうスタイルですということから、問題点だけ指摘したというふうになりますけれども、要するに、その後の問題なんですよ。地区公民館、指定管理者にして民間委託するぞというふうに思っている人いるけど、もうとくに民間委託になってるんですよ。20年近く前、私、議員になった、それも次の年あたりに民間で経営しているんですね。ただし、その民間の会社が管理職の人であったり、事務管理

+

公社というのは管理職の人がみんな当たっていたんですね、であったりしてたもんですから、ちょっとうそくさい経営をしてきた、公共的な経営みたいだし、民間の経営みたいだし、まあ言ってみればそういうスタイルで、経営スタイルはどんどん変わってきたんだと思いますね、事務管理公社から今、運協に対して委託契約してますね。正直言うと、公民館の職員はどうでもいいんですよ、こんな形式。同じですから、やること。だから、簡単に言うと、もう組織なんていじったって変わらないからやめてもらいたいと、大体こんなところが大方の館長や主事の考え方にあるんだと思います。

どうしてかという、いわゆるこの指定管理者をこういうようにしてきたというのはね、そういう地区公民館や文教の社みたいな、そういうのを想定してないんです、もともと。以前言ったように、文化会館だとかね、例えば指定管理者が興行をやれば興行収入が入ってくると。それでまた自分のところの運営資金に使っていくという、こういうことですね。

この前の新聞だと、山形市にある県民会館がそういう指定、20年度からするという書いてありましたね。これもまた病院の議会のときに聞いたんですけども、飯豊町の手ノ子にあるスキー場、20年度は町が直営でしますと。21年度から指定管理者に入りますと。建設業者なんかもそうですけども、リフトの搬送責任者の資格だけ取ればいいわけで、あれはそんなに難しくないみたいですから、建設業者の人なんか冬場の仕事としてするんでないのというふうに言ったんですね。

そこでいろいろ検討してみるとね、私は長井市内で指定管理者制度で一番いいなと思っているのはね、あやめ公園みたいところです。入園料は入りますしね、指定管理者制度ってもともとそういうふうなところを言っているんでないかと思うんですね。例えば、あやめ公園やつ

つじ公園などは、今、観光協会で一括して委託を受託してるって格好ですけどね、造園業者なんかとっても欲しいところだと思いますよ。そういう意味で言ったんですけども、本当はそういうところで競争関係にあって成り立つような、そこを目指しているんでないかというふう思うんですね。

例えば、図書館をやったって、図書館の収入上がらないでしょう。図書館利用する人から金取れないですよ。ああいうところは一番向いてないと思うんですよ、私は。だからもし、ことし一年、文教の社でやるわけですけども、市内の施設の中で主に文化生涯学習課のかかわるところがそういうふうになっているんですけども、私はそれは向いてないと思うんですね。まだ全くやってないわけですけども、どんなふうに感じますか。

○**大道寺 信委員長** どなたに答弁求めますか。

那須宗一文化生涯学習課長。

○**那須宗一文化生涯学習課長** 私どもの方で指定管理者制度の導入というものを考えましたのは、あくまでも平成15年に地方自治法が改正されて、公の施設の管理については、基本的には直営か、一部業務委託か、指定管理者制度かというふうなふうになされてきたわけでございます。確かに委員おっしゃるように、入園料とか入場料とか、そういったものが見込める施設であれば非常に効果が上がるというのは、私はもうそのとおりだというふうに思います。しかしながら、地方自治法の考え方からいえば、私どもがやっているほとんど運営管理委託に近い状態のものは、自治法の本意にのっとって直していかなければならないだろうというふうな基本的な考えのもとに、今回の制度の導入などに取り組んでいるところでございます。

○**大道寺 信委員長** 蒲生吉夫委員に申し上げますが、持ち時間が少なくなりましたので、まとめてください。6分までになります。

○17番 蒲生吉夫委員 うそでしょう。

○大道寺 信委員長 そうです。間違っていますので、まとめていただきたいと思います。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 わかりました。最後のところまで行かないでここだけです、するとわかりました。

指定管理者制度を取り入れるというのは、私はいいいと思うんです。いいと思いますが、向いてる、向いてない考えていくとね、今言ったように、B区をNPOにしなきゃいけないとかね、必ず矛盾が出てきます、これ。というのはね、今、地域の中で公民館の職員に頼んで地域の団体をお願いしてるところがありますね。指定管理者制度になればね、「それは私たちの業務ではありません」と簡単に断られるようになります。それが制度です。私はそれ困るんです。

具体的に言うとね、事務局みたいなものを全部公民館の館長や主事をお願いしてるんですよ。それはわかっててするのかというふうに私は言いたいです。断るのは簡単ですよ、公民館の館長も主事もね、いや、それは私らが受け取った指定管理者の中で受け取ったものではありませんので、どうぞ皆さんでやってくださいと、任意の団体でしょと、こういうふうになる可能性がうんと高いです。それを、そういう矛盾を解消するために、またもう一つ別のことを考えなきゃいけないというのが今回の制度だというふうに思うんです。

そこ、どうでしょうか。私のところで公民館の館長や主事にしてもらってることって本当にいっぱいあるんですよ。ああ、断られるようになるなって感じ私持っているんですけども、そうではないでしょうか。

○大道寺 信委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

指定管理者制度を仮に地区公民館導入すると

いうことになりましても、公民館の運営のあり方については、基本的には私は変わらないというふうに思っております。そういった意味で、今回、長井市公民館振興計画というものをつくりまして、やはり公民館のあり方をきちんと定義しながら、それに沿った公民館運営をしていただこうと。やっぱり地域づくりの核でもあるし、生涯学習の核でもあるという地区公民館の役割というのは決して損なわれるものではないというふうに私は考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時30分といたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時30分 再開

○大道寺 信委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

### 町田義昭委員の総括質疑

○大道寺 信委員長 次に、順位3番、議席番号7番、町田義昭委員。

○7番 町田義昭委員 通告しております項目に従って、市長並びに自立経営対策室長の方から答弁をいただきたいと思います。

また、小さな項目ですけれども、順不同になるかと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

1番の自治体合併については、大先輩の小関委員の方から質問をなされたわけで、重複することはなるべく避けたいと思います。ほとんどのことを答えていただきましたので、何を質問